

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	尾張旭市高齢者外出支援事業（市営バス料金助成）	
業 務 の 概 要	<p>利用者が市営バスに乗車する時に、乗車1回につき1枚までバス利用券を乗務員に提出することにより、1乗車分の料金助成を行う。尾張旭市営バス利用者から受け取った高齢者尾張旭市営バス（あさび一号）利用券（以下「利用券」という。）を添えて、1か月分を集計し翌月10日までに尾張旭市に請求するものとする。請求額は利用券1枚当たり、尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第20号）に定める普通運賃相当額とする。</p>	
契約金額（税込）	<p>単価100円 （予定金額4,000,000円）</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	豊栄交通株式会社	
根 拠 規 定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> （該当する□欄に印をつけること）</p>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>尾張旭市営バスの運行は、契約の履行に直接関係する豊栄交通株式会社と尾張旭市における指定管理協定に基づく業務であり、適切な履行が確保できる事業者が特定されるものであるため。また、他に同様の契約相手方は存在しないため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。